

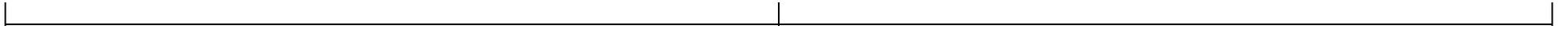
株式会社証券取引所の定款の修正に関する定款案 (平成25年大蔵省令第111号)

改正案	現行
<p>第十五号様式 【表紙】</p> <p>(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【参照情報】(8) 第1【参照書類】 法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【有価証券報告書及びその添付書類】 計算期間 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出 計算期間 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日までに関東財務局長に提出予定</p> <p>2【半期報告書】 計算期間 第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出 計算期間 第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日までに関東財務局長に提出予定</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2 (略) (記載上の注意) (1)~(7) (略) (8) 参照情報 a・b (略) c 法第27条において準用する法第23条の4第1項の規定により有価証券報告書及び半期報告書(以下cにおいて「有価証券報告書等」という。)と同種の書類の提出期限を記載する場合には、「1 有価証券報告書及びその添付書類」及び「2 半期報告書」において発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。</p>	<p>第十五号様式 【表紙】</p> <p>(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【参照情報】(8) 第1【参照書類】 法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【有価証券報告書及びその添付書類】 計算期間 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出</p> <p>2【半期報告書】 計算期間 第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2 (略) (記載上の注意) (1)~(7) (略) (8) 参照情報 a・b (略) (新設)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十五号の二様式 【表紙】</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【参照情報】 第1【参照書類】 法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【有価証券報告書及びその添付書類】 計算期間 第 期(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出 計算期間 第 期(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日 日までに関東財務局長に提出予定</p> <p>2【半期報告書】 計算期間 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出 計算期間 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日 日までに関東財務局長に提出予定</p> <p>3・4 (略) 第2・第3 (略) 第三部 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第十五号の二様式 【表紙】</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【参照情報】 第1【参照書類】 法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【有価証券報告書及びその添付書類】 計算期間 第 期(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出</p> <p>2【半期報告書】 計算期間 第 期中(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出</p> <p>3・4 (略) 第2・第3 (略) 第三部 (略) (記載上の注意) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十五号の三様式 【表紙】</p> <p>(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【参照情報】</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【有価証券報告書及びその添付書類】</p> <p>事業年度 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日に関東財務局長に提出</p> <p>事業年度 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日までに関東財務局長に提出予定</p> <p>2【半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日に関東財務局長に提出</p> <p>事業年度 第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日までに関東財務局長に提出予定</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>	<p>第十五号の三様式 【表紙】</p> <p>(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【参照情報】</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【有価証券報告書及びその添付書類】</p> <p>事業年度 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日に関東財務局長に提出</p> <p>2【半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日に関東財務局長に提出</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十六号様式 【表紙】</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【参照情報】(9)</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【有価証券報告書及びその添付書類】</p> <p>計算期間 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出</p> <p>計算期間 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 までに関東財務局長に提出予定</p> <p>2【半期報告書】</p> <p>計算期間 第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出</p> <p>計算期間 第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 までに関東財務局長に提出予定</p> <p>3 (略)</p> <p>4【外国会社報告書及びその補足書類】</p> <p>計算期間 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出</p> <p>計算期間 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 までに関東財務局長に提出予定</p> <p>5【外国会社半期報告書及びその補足書類】</p> <p>計算期間 第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出</p> <p>計算期間 第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 までに関東財務局長に提出予定</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 参照情報</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 法第27条において準用する法第23条の4第1項の規定により有価証券報告書、半期報告書、外国会社報告書及び外国会社半期報告書(以下cにおいて「有価証券報告書等」という。)と同種の書類の提出期限を記載する場合には、「1 有価証券報告書及びその添付書類」、「2 半期報告書」、「4 外国会社報告書及びその補足書類」及び「5 外国会社半期報告書及びその補足書類」において発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。</p> <p>(10) (略)</p>	<p>第十六号様式 【表紙】</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【参照情報】(9)</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【有価証券報告書及びその添付書類】</p> <p>計算期間 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出</p> <p>2【半期報告書】</p> <p>計算期間 第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出</p> <p>3 (略)</p> <p>4【外国会社報告書及びその補足書類】</p> <p>計算期間 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出</p> <p>5【外国会社半期報告書及びその補足書類】</p> <p>計算期間 第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 参照情報</p> <p>a・b (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(10) (略)</p>



改正案	現 行
<p>第十六号の二様式 【表紙】</p> <p>(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【参照情報】</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【<u>有価証券報告書及びその添付書類</u>】 計算期間 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出 計算期間 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日までに関東財務局長に提出予定</p> <p>2【<u>半期報告書</u>】 計算期間 第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出 計算期間 第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日までに関東財務局長に提出予定</p> <p>3 (略)</p> <p>4【<u>外国会社報告書及びその補足書類</u>】 計算期間 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出 計算期間 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日までに関東財務局長に提出予定</p> <p>5【<u>外国会社半期報告書及びその補足書類</u>】 計算期間 第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出 計算期間 第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日までに関東財務局長に提出予定</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第三部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第十六号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 参照書類の補完情報 a・b (略) c 法第27条において準用する法第23条の4第1項の規定により有価証券報告書、半期報告書、外国会社報告書及び外国会社半期報告書(以下cにおいて「有価証券報告書等」という。)と同種の書類の提出期限を記載する場合には、「1 有価証券報告書及びその添付書類」、「2 半期報告書」、「4 外国会社報告書及びその補足書類」及び「5 外国会社半期報告書及びその補足書類」</p>	<p>第十六号の二様式 【表紙】</p> <p>(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【参照情報】</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【<u>有価証券報告書及びその添付書類</u>】 計算期間 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出</p> <p>2【<u>半期報告書</u>】 計算期間 第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出</p> <p>3 (略)</p> <p>4【<u>外国会社報告書及びその補足書類</u>】 計算期間 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出</p> <p>5【<u>外国会社半期報告書及びその補足書類</u>】 計算期間 第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第三部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第十六号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 参照書類の補完情報 a・b (略) (新設)</p>

において発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第十六号の三様式 【表紙】</p> <p>(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【参照情報】</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【<u>有価証券報告書及びその添付書類</u>】 事業年度 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出 事業年度 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日までに関東財務局長に提出予定</p> <p>2【<u>半期報告書</u>】 事業年度 第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出 事業年度 第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日までに関東財務局長に提出予定</p> <p>3 (略)</p> <p>4【<u>外国会社報告書及びその補足書類</u>】 事業年度 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出 事業年度 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日までに関東財務局長に提出予定</p> <p>5【<u>外国会社半期報告書及びその補足書類</u>】 事業年度 第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出 事業年度 第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日までに関東財務局長に提出予定</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第十六号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 参照書類の補完情報 a・b (略) c 法第27条において準用する法第23条の4第1項の規定により有価証券報告書、半期報告書、外国会社報告書及び外国会社半期報告書(以下cにおいて「有価証券報告書等」という。)と同種の書類の提出期限を記載する場合には、「1 有価証券報告書及びその添付書類」、「2 半期報告書」、「4 外国会社報告書及びその補足書類」及び「5 外国会社半期報告書及びその補足書類」において発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。</p>	<p>第十六号の三様式 【表紙】</p> <p>(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【参照情報】</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【<u>有価証券報告書及びその添付書類</u>】 事業年度 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出</p> <p>2【<u>半期報告書</u>】 事業年度 第 期中(自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出</p> <p>3 (略)</p> <p>4【<u>外国会社報告書及びその補足書類</u>】 事業年度 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出</p> <p>5【<u>外国会社半期報告書及びその補足書類</u>】 事業年度 第 期中(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>次に掲げるものを除き、第十六号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 参照書類の補完情報 a・b (略) (新設)</p>

